様式第1号(第2条関係)

既存の権利者の届出書

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　　月　　日  　中央市長　　　　　様  届出者　住　　　　所  氏名又は名称  代 表 者 名　　　　　　　　　　　　㊞  　都市計画法第34条第13号の規定により、次のとおり届け出ます。 | | | | | | |
| 1 | 届出者の職業（法人にあっては業務内容） | |  | | | |
| 2届出をする土地 | | 住所及び地番 |  | | | |
| 地目及び地籍 | 地目 |  | 地積 | ㎡ |
| 農地転用許可番号  年　　　月　　　日　第　　　　　　号 | | | |
| 3 | 使用目的 | | 自己の居住用、事故の業務用（　　　　　　　　　　　　） | | | |
| 4 | 権利の種類及び内容 | | 所有権、所有権以外の権利（　　　　　　　　　　　　　）  内　容（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | |
| 5 | 工事着工及び  完了予定年月日 | | 年　　　月　　　日から  年　　　月　　　日まで | | | |
| 裏面をよく読んで記入してください。 | | | | | | |

(裏)

注　　意　　事　　項

1 〈届出に関する注意事項〉

　(1)　この届出書は自己の居住又は、業務の用に供する建築物を建築する目的で都市計画法による市街化調整区域内の土地又は土地の利用に関する権利を有していた者がその旨を当該市街化調整区域に関する都市計画の決定又は変更のあった日から6ヵ月以内に中央市長に届け出る場合に用いるものであります。

　(2)　「自己の居住の用に供する」とは、自らの生活の本拠として使用することをいい、ここにいう自己とは自然人に限り、会社等の従業員宿舎又は組合が組合員に譲渡する住宅の建設のために行う行為等は含まない。

　(3)　「自己の業務の用に供する建築物」とは、その建築物内で継続的に自己の業務に係る経済活動が行われることであり、分譲住宅の建設、貸事務所、貸店舗は含まず、ホテル、旅館、結婚式場、中小企業協同組合の事業用共同施設及び会社等の従業員用福利厚生施設は該当する。

　(4)　届出に係る土地において開発行為を行うため農地法第5条の規定による許可を必要とする場合は、市街化調整区域となる前に当該許可を受けていなければならない。

2 〈記入上の注意〉

1欄　内容を具体的に記入すること(自己用の住宅を建築する場合は書く必要はありません。)。

2欄　届出の土地が農地又は採草放牧地であった場合は、農地転用許可年月日、番号を記入すること。

3欄　該当項目を○でかこみ、業務用の場合は、その内容を(　　)内に具体的に書くこと。

4欄　該当項目を○でかこみ、所有権以外の権利の場合は、(　　)内にその権利の名称を記入すること。また内容については、権利の取得年月日、所有権以外の場合には、土地所有者の住所氏名についても記入すること。

3 〈その他〉

　(1)　この届出によって、都市計画法による開発行為(土地造成等)の許可又は建築の許可を受けたことになりません。したがって、開発行為又は建物を建築しようとする前に開発行為許可申請又は建築物の新築等の許可申請をしてください。

　(2)　この許可を受ける際には、区域区分決定の日までに表記の権利を有していたことを証する書類が必要です。

　(3)　区域区分決定の日から5年以内に開発行為又は建築行為をしなければ建築物が建てられなくなります。